

令和 7 年度 鳥栖市水質検査計画



取水口付近の宝満川（鳥栖市安楽寺町）

鳥栖市上下水道局

はじめに

鳥栖市上下水道局では、水道をご利用のお客様が安心してお使いいただけるよう徹底した水質管理に取り組んでおります。

水質検査は、水道水が水質基準等に適合し安全であることの確認や水質状況を把握するために不可欠なものです。

水質検査計画は、水質検査の適正化や透明性を確保するために、検査の頻度や採水地点、検査の方法などを明記した計画のことです。法令により事業年度の開始前に策定し、公表することが義務づけられています。

鳥栖市上下水道局では、毎年事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、公表しております。この計画に沿って実施した水質検査結果を市役所ホームページに掲載しております。

目次

- 1 水質検査に関する基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道水源を巡る原水、鳥栖市の水づくり及び水質管理上の注意点
- 4 水質検査を行う項目、採水頻度、採水地点及び検査方法
- 5 臨時の水質検査に関する事項
- 6 水質検査計画及び検査結果の公表
- 7 関係機関との連携
- 8 その他



鳥栖市浄水場（鳥栖市原古賀町）

1 水質検査に関する基本方針

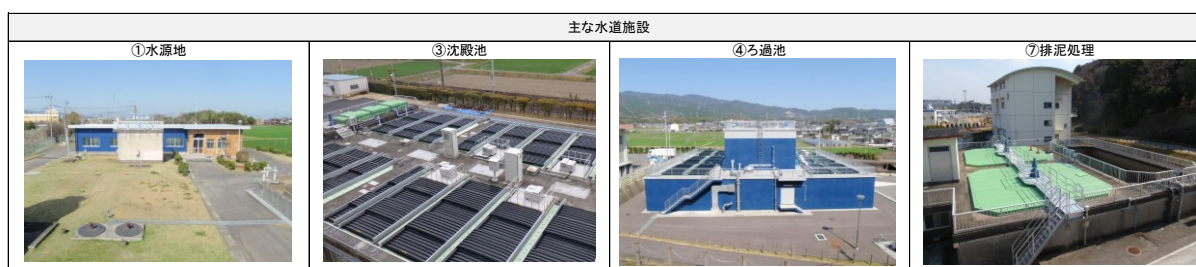
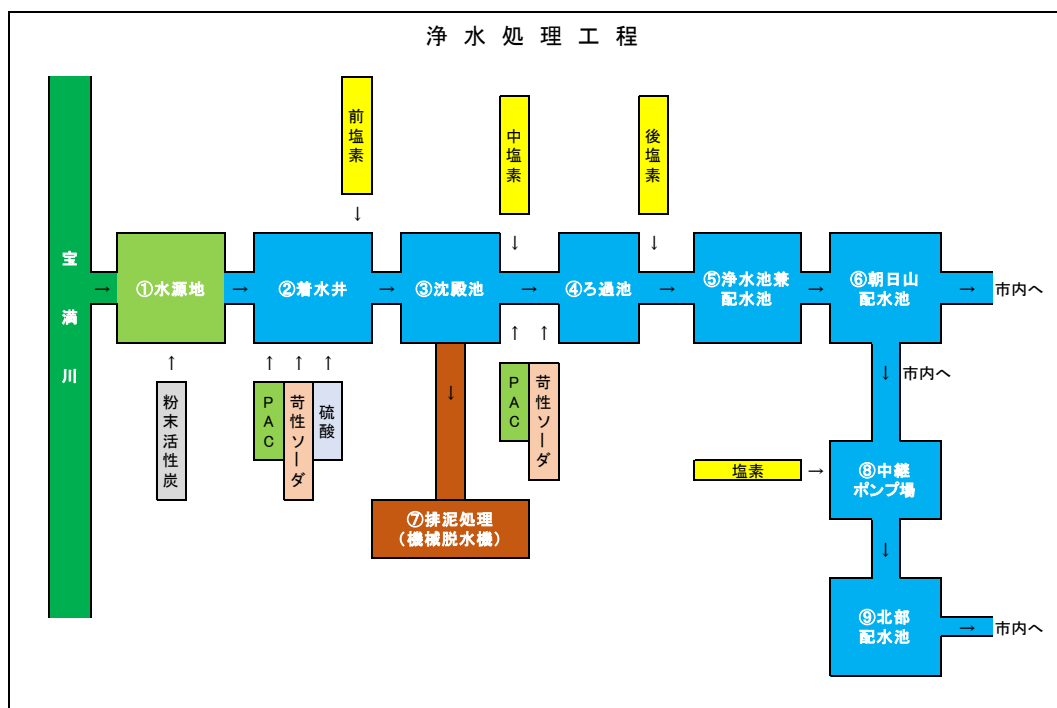
- (1) 水質検査は、法令で義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について実施します。※注
- (2) 検査頻度は、法令により過去の検出状況から検査回数を減らすことができる項目もありますが、鳥栖市上下水道局では安全性を確保するために省略はせず検査を実施します。
- (3) 採水地点は、取水口、浄水場の各処理工程水、水質基準が適用される浄水池兼配水池出口、朝日山配水池出口、北部配水池出口及び給水栓とします。

※注 水質基準に関する省令が逐次改正となっている為、検査項目等を追加、変更する場合があります。

2 水道事業の概要

- (1) 給水区域
鳥栖市（河内町等山間部を除く。）並びに三養基郡基山町大字園部字弥生が丘及び同町大字長野字会田の一部の区域内
- (2) 計画給水人口
75,000人
- (3) 浄水場の名称
鳥栖市浄水場
- (4) 浄水場の所在地
佐賀県鳥栖市原古賀町1046-1
- (5) 水源の名称及び種別
筑後川水系宝満川表流水
- (6) 取水権
筑後川水系宝満川水利使用許可 0.469 m³/秒
- (7) 一日最大取水量
27,170 m³/日 （令和5年度実績値/ 令和5年11月2日）
- (8) 一日最大配水量
24,620 m³/日 （令和5年度実績値/ 令和5年6月1日）
- (9) 浄水方法
粉末活性炭、凝集沈殿（PAC）、アルカリ剤（苛性ソーダ）処理、酸（硫酸）処理、急速ろ過、塩素処理（前塩素、中塩素、後塩素）

○浄水処理工程について



- ①水源地** 筑後川水系宝満川右岸の取水口から河川表流水（原水）を取水します。カビ臭や異臭味を取り除く粉末活性炭を注入し、導水ポンプで浄水場へ送ります。
- ②着水井** 水源地より送られた原水に凝集剤（PAC）などの薬品を注入します。
- ③沈殿池** 凝集剤（PAC）で水中の濁質成分を沈みやすい大きさに固め取り除きます。
- ④ろ過池** 沈殿池からの水を滅菌し、さらに微細な濁質成分をアンスラサイト層、砂層を通してろ過します。
- ⑤浄水池兼配水池** 3, 0 0 0 m³の容量があり、送水ポンプで朝日山配水池へ送ります。
- ⑥朝日山配水池** 朝日山中腹に位置し、1 0, 5 0 0 m³の容量があります。ここから自然流下で市内へ配水します。
- ⑦排泥処理** 浄水処理工程で発生した汚泥を濃縮・脱水し、汚泥ケーキにします。
- ⑧中継ポンプ場** 市内へ配水された水の中継ポンプで北部配水池へ送ります。また、残留塩素濃度を確保するために塩素（次亜塩素酸ナトリウム）を追加注入します。
- ⑨北部配水池** 柚比町に位置し、3, 0 0 0 m³の容量があります。ここから弥生が丘、牛原町など市北部地域へ配水します。

3 水道水源を巡る原水、鳥栖市の水づくり及び水質管理上の注意点

(1) 水道水源を巡る原水

鳥栖市の水源は筑後川水系宝満川と筑後川からの分流水が合流した表流水を原水としています。その水量比はおおよそ半々位を推移しています。

宝満川は宝満山を源流とし、その上流域は福岡都市圏のベッドタウンとしての都市開発が進んでいます。中、下流域では両筑平野に代表されるように広大な水田地帯となっています。

取水する原水の汚染要因として、生活雑排水や下水処理排水等による有機物汚濁や農地への農薬散布、ため池や河川での藍藻類等植物プランクトン増殖によるカビ臭物質等臭気の発生や原水pH値上昇があげられます。また、6月～7月の梅雨時期や台風等での豪雨による濁度上昇があります。

水源の状況	
宝満川上流域 (筑紫野市大字吉木 吉木橋下流付近) 	宝満川中流域 (小郡市福童 端間橋上流付近) 
宝満川、筑後川分流水合流点付近 (鳥栖市取水口上流約1Km付近) 	宝満川下流域 (鳥栖市安楽寺町 鳥栖市取水口付近) 

(2) 鳥栖市の水づくり

原水の水質状況を踏まえた適正な浄水処理、徹底した水質管理を行っております。鳥栖市の水道水は、すべての水質基準に適合した安全で高品質な水道水です。

(3) 水質管理上の注意点

原水の水質管理上の注意点として、有機物や農薬類、カビ臭物質等の臭気、pH値上昇、油類等による突発的な水質汚染事故が挙げられます。これらの状況を踏まえて、薬品注入や定期的な河川パトロールでの河川状況の監視を行うことで対応しております。

原水の汚染要因と水質管理上の注意点

	宝満川上流域	宝満川中流域	宝満川下流域	筑後川流域
原水の汚染要因	- 生活雑排水 - 下水処理排水 - ため池等での藍藻類等の発生 - 油類等による突発汚染事故	- 生活雑排水 - 下水処理排水 - 畜産排水 - 藍藻類等の異常繁殖 - 農薬散布 - 油類等による突発汚染事故	- 生活雑排水 - 下水処理排水 - 畜産排水 - 藍藻類等の異常繁殖 - 農薬散布 - 油類等による突発汚染事故	- 農薬散布 - ダム等での藍藻類等の異常繁殖 - 油類等による突発汚染事故
水質管理上の注意点	- 藍藻類を起因とする臭気(カビ臭) - 有機物	- 藍藻類を起因とする臭気(カビ臭) - 有機物 - 濁度 - pH値 - 農薬類 - クリプトスポリジウム	- 藍藻類を起因とする臭気(カビ臭) - 有機物 - 濁度 - pH値 - アンモニア態窒素 - 農薬類 - クリプトスポリジウム	- 藍藻類を起因とする臭気(カビ臭) - pH値 - 濁度 - 農薬類 - クリプトスポリジウム

(4) 市独自の水質管理指標の運用について

鳥栖市上下水道局では、より安全でおいしい水道水を利用者の皆様にお届けするため、法令により定められた水質基準値よりも厳しい「市独自の水質管理指標」を設定し、水質向上の取組みを行っております。

詳しくは、市役所ホームページ「水質管理指標の運用」をご覧ください。

○市役所ホームページ内 水質管理指標の運用

(アドレス <https://www.city.tosu.lg.jp/site/jousui/2653.html>)

4 水質検査を行う項目、採水頻度、採水地点及び検査方法

(1) 水質検査を行う項目

法令で定められている毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び要検討項目の検査を行います。その他に、水質管理上必要な項目の検査や水源水質状況の把握を目的とした水源水質調査を行います。

詳しくは、別紙の資料1～4「検査を行う項目と検査頻度」をご覧ください。また、自己機関で行う項目と外部の検査機関へ委託している項目があります。表中の□で塗りつぶした項目は外部の検査機関へ委託している項目です。

(2) 水質検査を行う採水頻度

毎日検査は、毎日1回実施します。水質基準項目等の検査は、法令で過去の検出状況から検査回数を減らすことができる項目もありますが、安全性を確保するために省略はせず検査を行います。農薬類の検査は、水源流域での使用頻度の高い6月～8月に3回行います。その他、水質管理上必要な項目及び水源水質調査を毎月行います。

詳しくは、別紙の資料1～4「検査を行う項目と検査頻度」をご覧ください。

(3) 水質検査を行う採水地点

毎日検査は、市内23か所の給水栓で採水を行います。水質基準項目等の検査は、取水口の原水、浄水場の各処理工程、水質基準が適用される浄水池兼配水池の出口、朝日山配水池出口、北部配水池出口、宿町給水栓、酒井東町給水栓、牛原町給水栓で採水を行います。また、水源水質調査は、宝満川、筑後川及びその支流で採水を行います。

詳しくは、別紙の資料5、6「検査を行う採水地点」をご覧ください。



(4) 水質検査を行う検査方法

水質基準項目、水質管理目標設定項目及び毎日検査については、水道法で定められた検査方法で行います。その他の項目については、上水試験方法で行います。

主な分析機器	
ページ・トラップ ガスクロマトグラフ質量分析計  カビ臭物質の分析	イオンクロマトグラフ  硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩素酸等の分析
ICP質量分析計  水中の金属類の分析	水銀分析計  水中の水銀の分析

5 臨時の水質検査に関する事項

鳥栖市では4で行う定期の水質検査のほか、下記の状況が発生したときは臨時の水質検査を実施します。

尚、臨時の水質検査は水質異常が終息し安全性が確認されるまで行います。

①水源の水質が著しく悪化した場合

豪雨や異常渇水などで、通常の水処理では処理が困難と判断される状況

②水源に異常があった場合

- ・シアン、水銀等毒物の混入、またはその恐れのある状況
- ・魚類の多数へい死や異常行動が認められる状況
- ・油流出事故などが発生した状況
- ・著しい着色や異臭などが認められる状況

③浄水過程に異常があった場合

④配水管の大規模な工事、水道施設が著しく汚染された恐れがある場合

⑤その他特に必要があると認められる場合

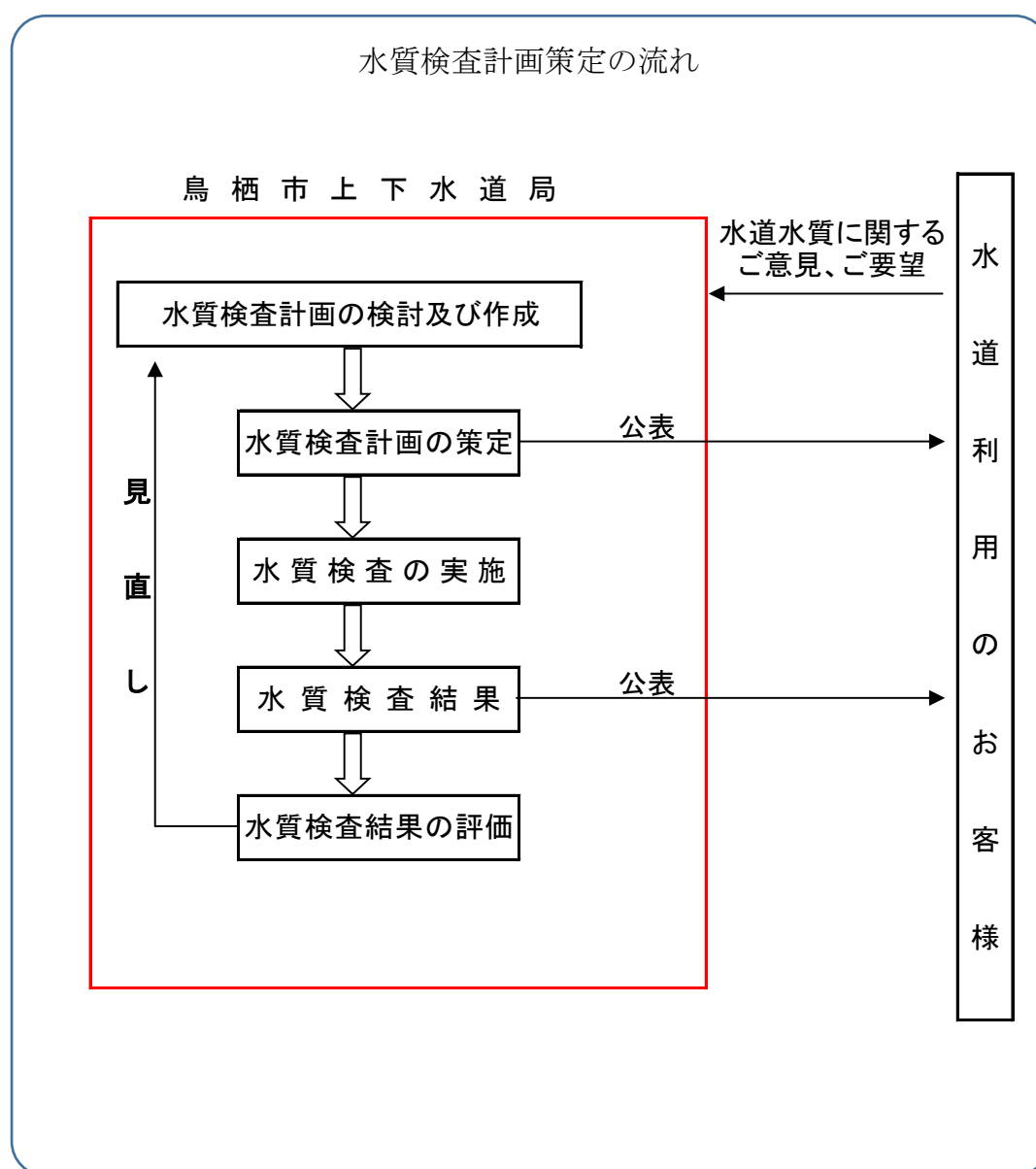
6 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査結果を水質基準値等で評価して、検査の頻度や採水地点等の見直しの検討を行います。また、鳥栖市水道をご利用の方から寄せられたご意見等も参考にして、翌年度の水質検査計画に反映させ策定します。策定した水質検査計画は、市役所ホームページに掲載いたします。

水質基準項目等の水質検査結果は、3ヶ月に1回、市役所ホームページに掲載いたします。

○市役所ホームページ内 水質検査計画及び検査結果

(アドレス <https://www.city.tosu.lg.jp/site/jousui/2652.html>)



7 関係機関との連携

(1) 水源で水質汚染事故が発生した場合

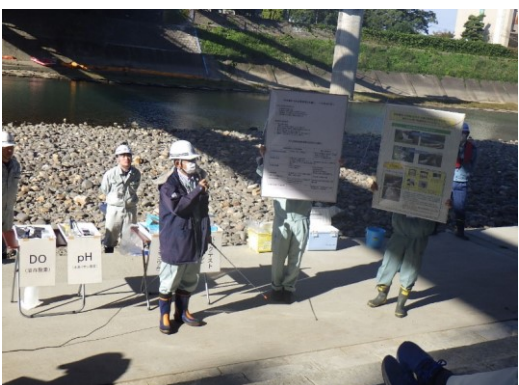
国土交通省筑後川河川事務所、筑後川水系の水道事業者、鳥栖市環境対策課などの関係機関と情報共有を図りながら水質検査を含む現地調査を行い、活性炭注入強化や取水停止を行うなどの対応をします。

(2) 水道水で水質汚染事故が発生した場合

厚生労働省、佐賀県、水質検査機関などの関係機関と連携して、臨時の水質検査を行うなど、迅速に対応をします。

筑後川・矢部川水質汚濁対策連絡協議会による水質事故対策訓練への参加

訓練の様相



(令和6年11月8日 福岡県みやま市瀬高町長田地先 矢部川)

8 その他

(1) 水質検査の信頼性の保証

鳥栖市では、水質検査における分析精度と信頼性確保のために、日本水道協会等が主催する研修へ担当職員を積極的に参加させ、水道水質に関する知識の習得や検査技術の向上に努めています。また、内部精度管理を実施するとともに国、佐賀県及び近隣水道事業体が主催する外部精度管理へ参加し、水質検査の精度向上に努めています。

検査機関へ委託している項目については、委託先へ精度管理実施状況、その結果などについて報告を求め、水質検査結果の精度と信頼性を確認しています。

(2) 水安全計画

鳥栖市上下水道局では、平成23年度に「鳥栖市水安全計画」を策定し、運用しております。

詳しくは、市役所ホームページ「水安全計画」を参照してください。

(アドレス <https://www.city.tosu.lg.jp/site/jousui/2656.html>)

この水質検査計画へのご意見、ご要望などを下記の問い合わせ先でFAX、または電子メールで受け付けております。

尚、お寄せいただいたご意見などは、今後の水質検査計画作成の参考にさせていただきます。

※様式は自由ですが、お客様のお名前、住所、連絡先を記入してください。

○お問い合わせ先

鳥栖市上下水道局 水道課 浄水・水質係

FAX番号 0942-81-2044

e-mail suidou@city.tosu.lg.jp

検査を行う項目と検査頻度

○水質基準項目（51項目）

項目 No.	検査項目 ※1	単位	水質基準値	法定検査の過去3年間の 最高値 (R3～R5年度)		配水過程で 濃度上昇が ない項目 ※2	法定の 検査頻度	検査頻度(回/年)		
								取水口	鳥栖市 浄水場	朝日山系 北部系 給水
								原水	浄水	酒井東町 牛原町
1	一般細菌	個/1mL	100個以下	0	0		1箇月に1回以上	12	12	12
2	大腸菌	-	検出されないこと	不検出	不検出			12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	○	3箇月に1回以上	4	4	4
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	○		4	4	4
5	セレン 及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	○		4	4	4
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満			4	4	4
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	○		4	4	4
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満			4	4	4
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	○		12	12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満			4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	1.95	1.97	○		12	12	12
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.13	0.15	○		12	12	12
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.07	0.07	○		4	4	4
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	○		12	12	12
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満	○		12	12	12
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.001未満	0.001未満	○		12	12	12
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	○		12	12	12
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	○		12	12	12
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	○		12	12	12
20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	○		12	12	12
21	塩素酸	mg/L	0.6以下	0.11	0.12			12	12	12
22	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満			4	4	4
23	クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.002	0.009			12	12	12
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.002	0.003			4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.004	0.010			12	12	12
26	臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満			4	4	4
27	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.009	0.030			12	12	12
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.002	0.003			4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.003	0.010			12	12	12
30	ブロモホルム	mg/L	0.09以下	0.001	0.002			12	12	12
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.008未満	0.008未満			4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	0.01未満			4	4	4
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.05	0.05			4	4	4
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満			4	4	4
35	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	0.01未満			4	4	4
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	19.8	20.4	○		12	12	12
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満			4	4	4
38	塩化物イオン	mg/L	200以下	24.3	24.5		1箇月に1回以上	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	62.3	62.0	○	3箇月に1回以上	12	12	12
40	蒸発残留物	mg/L	500以下	166	189	○		4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	-	○	1箇月に1回以上	4	4	-
42	ジェ オスミン	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満			12	12	12
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001	0.000001		3箇月に1回以上	12	12	12
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	-	○		4	4	-
45	フェ ノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	-	○	1箇月に1回以上	4	4	-
46	有機物(TOC)	mg/L	3以下	0.8	0.7			12	12	12
47	pH値	-	5.8以上8.6以下	7.46	7.68			12	12	12
48	味	-	異常でないこと	異常なし	異常なし			-	12	12
49	臭気	-	異常でないこと	異常なし	異常なし			12	12	12
50	色度	度	5以下	0.5未満	0.5未満			12	12	12
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満			12	12	12

※1 〃は、検査を外委託する項目

※2 水道施行規則第15条第2項 試料を採取する場所に関する規定

検査を行う項目と検査頻度

○水質管理目標設定項目(27項目)

項目 No.	検査項目 ※1	単位	目標値	検査頻度(回/年)		
				取水口	鳥栖市浄水場	朝日山系 北部系給水
				原水	浄水	酒井東町、牛原町
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02以下	4	4	4
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.002以下(暫定)	4	4	4
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02以下	4	4	4
4	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	12	12	12
5	トルエン	mg/L	0.4以下	12	12	12
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.08以下	4	4	4
7	亜塩素酸※2	mg/L	0.6以下	—	—	—
8	二酸化塩素※2	mg/L	0.6以下	—	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.01以下(暫定)	4	4	4
10	抱水クロラール	mg/L	0.02以下(暫定)	4	4	4
11	農薬類	—	検出値と目標値の比の和として、1以下	3	3	—
12	残留塩素	mg/L	1以下	—	12	12
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	10以上100以下	12	12	12
14	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01以下	12	12	12
15	遊離炭酸	mg/L	20以下	4	4	4
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3以下	12	12	12
17	メチル tert-ブチルエーテル (MTBE)	mg/L	0.02以下	12	12	12
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	3以下	4	4	4
19	臭気強度(TON)	—	3以下	12	12	12
20	蒸発残留物	mg/L	30以上200以下	4	4	4
21	濁度	度	1以下	12	12	12
22	pH値	—	7.5程度	12	12	12
23	腐食性(ランゲリア指数)	—	-1以上程度とし、極力0に近づける	4	4	4
24	従属栄養細菌	個/mL	2000以下(暫定)	12	12	12
25	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	12	12	12
26	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	4	4	4
27	ペルフルオロオクタン SULFON 酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)※3	mg/L	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005以下(暫定)	4	4	4

※1 〃は、検査を外部委託する項目
※2 亜塩素酸、二酸化塩素については、二酸化塩素による消毒を行っていない為、検査の必要がありません。
※3 採水は、原水及び浄水のほかに河川状況把握のため、別途取水口上流域2ヶ所でも実施

○要検討項目(46項目)

項目 No.	検査項目 ※1	単位	目標値	検査頻度(回/年)		
				取水口	鳥栖市浄水場	朝日山系 北部系給水
				原水	浄水	酒井東町、牛原町
1	銀及びその化合物	mg/L	—	—	—	—
2	バリウム及びその化合物	mg/L	0.7	—	—	—
3	ビスマス及びその化合物	mg/L	—	—	—	—
4	モリブデン及びその化合物	mg/L	0.07	—	—	—
5	アクリルアミド	mg/L	0.0005	—	—	—
6	アクリル酸	mg/L	—	—	—	—
7	17-β-エストラジオール	mg/L	0.00008(暫定)	—	—	—
8	エチニル-エストラジオール	mg/L	0.00002(暫定)	—	—	—
9	エチレンジアミン 四酢酸(EDTA)	mg/L	0.5	—	—	—
10	エピクロヒドリン	mg/L	0.0004(暫定)	—	—	—
11	塩化ビニル	mg/L	0.002	—	—	—
12	酢酸ビニル	mg/L	—	—	—	—
13	2, 4-トルエンジアミン	mg/L	—	—	—	—
14	2, 6-トルエンジアミン	mg/L	—	—	—	—
15	N, N-ジメチルアニリン	mg/L	—	—	—	—
16	ステレン	mg/L	0.02	—	—	—
17	ダイオキシン類	mg/L	1pgTEQ/L(暫定)	1	1	—
18	トリエチレンテトラミン	mg/L	—	—	—	—
19	ノニルフェノール	mg/L	0.3(暫定)	—	—	—
20	ビスフェノールA	mg/L	0.1(暫定)	—	—	—
21	ヒドラジン	mg/L	—	—	—	—
22	1, 2-ブタジエン	mg/L	—	—	—	—
23	1, 3-ブタジエン	mg/L	—	—	—	—
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	mg/L	0.01	—	—	—
25	フタル酸ブチルベンジル	mg/L	0.5	—	—	—
26	ミクロキスチン-LR	mg/L	0.0008(暫定)	5	5	—
27	有機すず化合物	mg/L	0.0006(暫定)(TBTO)	—	—	—
28	プロモクロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—
29	プロモジクロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—
30	ジプロモクロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—
31	プロモ酢酸	mg/L	—	—	—	—
32	ジプロモ酢酸	mg/L	—	—	—	—
33	トリプロモ酢酸	mg/L	—	—	—	—
34	トリクロロアセトニトリル	mg/L	—	—	—	—
35	プロモクロロアセトニトリル	mg/L	—	—	—	—
36	ジプロモアセトニトリル	mg/L	0.06	—	—	—
37	アセトアルデヒド	mg/L	—	—	—	—
38	MX	mg/L	0.001	—	—	—
39	キシレン	mg/L	0.4	—	—	—
40	過塩素酸※2	mg/L	0.025	2	2	—
41	N-ニトロジメチルアミン (NDMA)※2	mg/L	0.0001	2	2	—
42	アニリン	mg/L	0.02	—	—	—
43	キノリン	mg/L	0.0001	—	—	—
44	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	mg/L	0.02	—	—	—
45	ニトリロ三酢酸(NTA)	mg/L	0.2	—	—	—
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)※2	mg/L	—	2	2	—

※1 〃は、検査を外部委託する項目
※2 採水は、原水及び浄水のほかに河川状況把握のため、別途取水口上流域2ヶ所でも実施

検査を行う項目と検査頻度

○その他の項目(18項目)

項目 No.	検査項目※1	単位	検査頻度(回/年)		
			取水口	鳥栖市浄水場	朝日山系 北部系給水
			原水	浄水	酒井東町 牛原町
1	遊離残留塩素	mg/L	－	12	12
2	アンモニア態窒素	mg/L	12	12	12
3	亜硝酸態窒素	mg/L	12	12	12
4	硝酸態窒素	mg/L	12	12	12
5	臭化物イオン	mg/L	12	12	12
6	硫酸イオン	mg/L	12	12	12
7	ナトリウムイオン	mg/L	12	12	12
8	カリウムイオン	mg/L	12	12	12
9	カルシウムイオン	mg/L	12	12	12
10	マグネシウムイオン	mg/L	12	12	12
11	リン酸イオン	mg/L	12	12	12
12	アルカリ度	度	12	12	12
13	電気伝導率	μ S/cm	12	12	12
14	E260	abs	12	12	12
15	ウェルシュ菌	個	12	12	－
16	大腸菌(定量)	個	12	12	－
17	クリプトスポリジウム	個	4	4	－
18	ジアルジア	個	4	4	－

※ 〇〇〇〇は、検査を外部委託する項目

○毎日検査(3項目)

項目 No.	検査項目※	法定の検査頻度	検査頻度	採水地点
1	残留塩素	毎日	毎日	市内の給水栓 23ヶ所
2	色			
3	濁り			

※ 〇〇〇〇は、検査を外部委託する項目

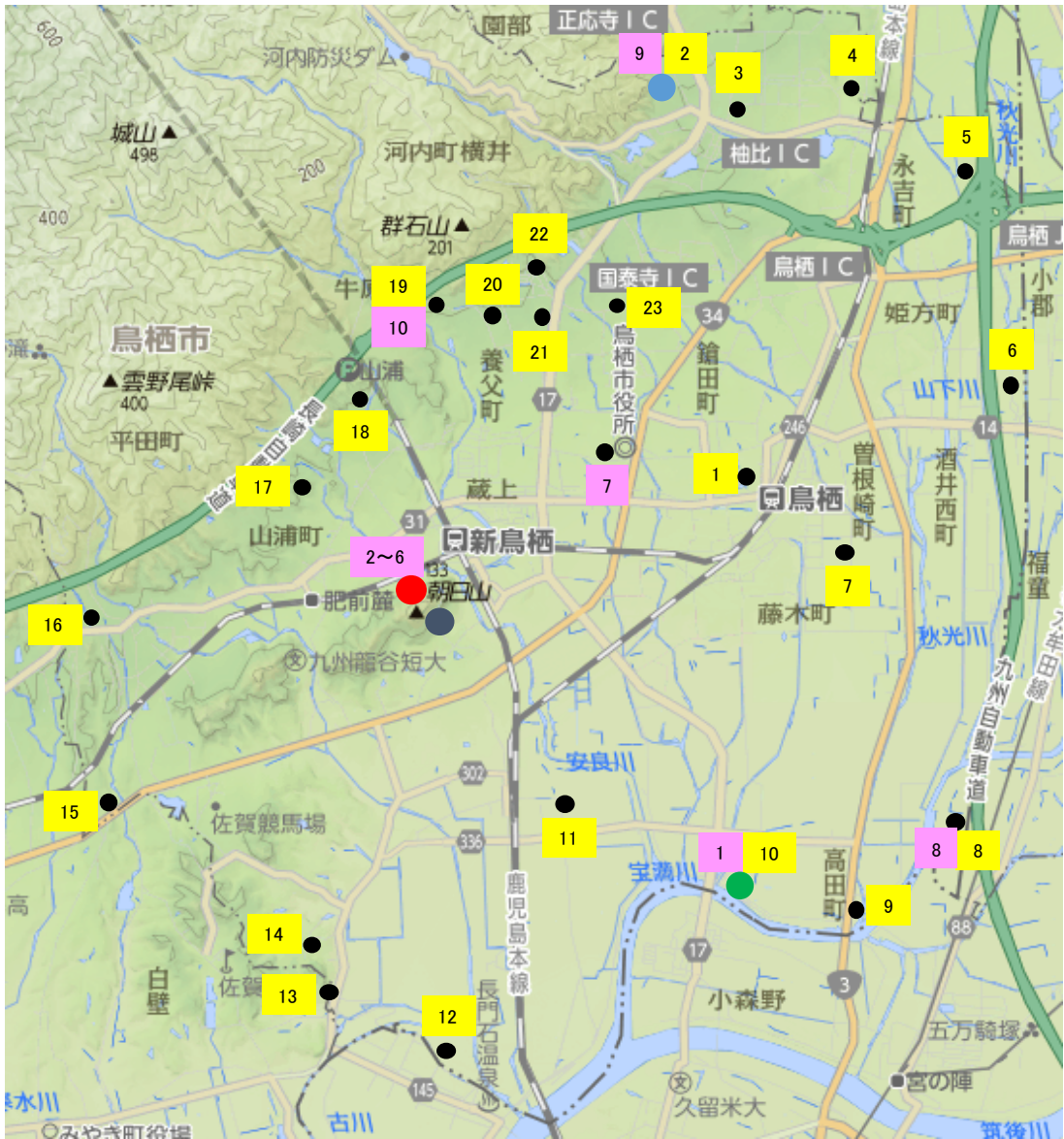
検査を行う項目と検査頻度

○水源水質調査(51項目)

項目 No.	検査項目	単位	採水地点及び採水頻度(回/年)											
			宝満川							筑後川	新宝満川	支流		
			吉木橋	諸田橋	鬼川原橋	端間橋	新宝満川 合流点上	取水口	取水口 対岸	片の瀬	宮瀬	秋光川	大木川	思案橋川
1	透明度	cm	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	濁度	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	SS	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
4	色度	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
5	臭気	-	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
6	臭気強度(TON)	-	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
7	pH値	-	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
8	DO	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
9	BOD	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
10	COD	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
11	有機物等(KMnO4消費量)	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
12	総窒素	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	アンモニア態窒素	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
14	亜硝酸態窒素	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
15	硝酸態窒素	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
16	硝酸態及び亜硝酸態窒素	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
17	総リン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
18	アルカリ度	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
19	総硬度	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
20	蒸発残留物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
21	塩化物イオン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
22	電気伝導率	μS/cm	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
23	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
24	フェノール類	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
25	フッ素及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
26	臭化物イオン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
27	硫酸イオン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
28	ナトリウムイオン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
29	カリウムイオン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
30	カルシウムイオン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
31	マグネシウムイオン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
32	E280(50mm)	abs	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
33	一般細菌	個/1mL	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
34	大腸菌群(MPN)	/100mL	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
35	有機物等(TOC)	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
36	リン酸イオン	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
37	塩素酸	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
38	カドミウム及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
39	セレン及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
40	鉛及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
41	ヒ素及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
42	六価クロム化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
43	ホウ素及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
44	亜鉛及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
45	アルミニウム及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
46	鉄及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
47	銅及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
48	マンガン及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
49	アンチモン及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
50	ウラン及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
51	ニッケル及びその化合物	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

※ は、検査を外部委託する項目

○毎日検査及び水質基準項目等の検査を行う採水地点



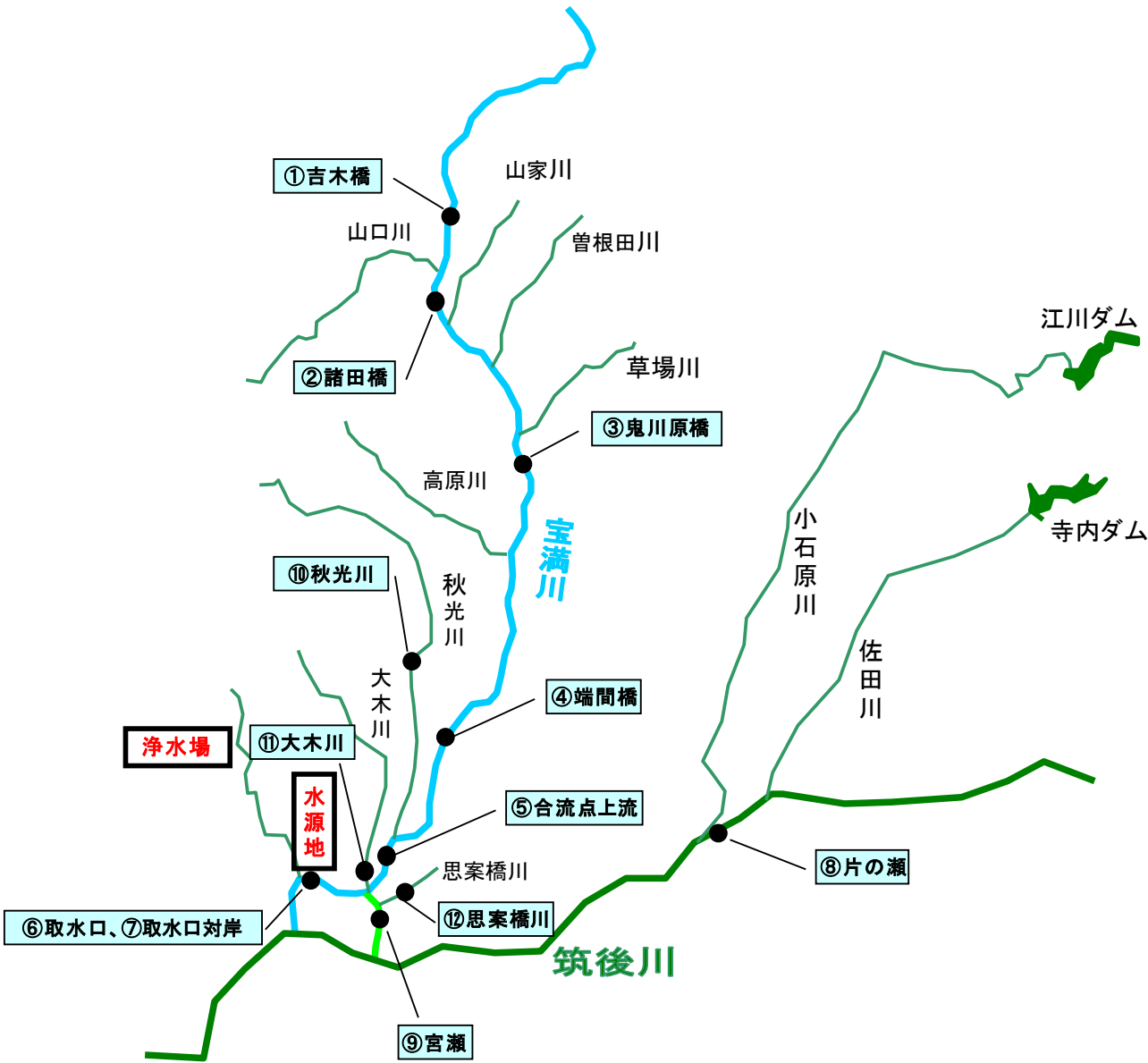
採水を行なう水道施設や給水栓	
●	鳥栖市浄水場
●	水源地及び取水口
●	朝日山配水池
●	北部配水池
●	市内給水栓23ヶ所

水質基準項目等検査の採水地点	
1	原水
2	着水
3	沈澱処理水
4	ろ過水
5	浄水
6	配水
7	給水栓水(宿町)
8	給水栓水(酒井東町)
9	北部配水池水
10	給水栓水(牛原町)

毎日検査の採水地点			
1	本鳥栖町	13	三島町
2	北部配水池	14	江島町
3	弥生が丘	15	立石町1
4	今町	16	立石町2
5	永吉町	17	山都町
6	飯田町	18	山浦町
7	藤木町	19	牛原町1
8	酒井東町	20	牛原町2
9	水屋町	21	古賀町
10	水源地	22	虹が丘町
11	あさひ新町	23	萱方町
12	下野町		

検査を行う採水地点

○水源水質調査



○採水地点詳細

番号	採水地点		場所
①	宝満川	吉木橋下流約50m左岸	筑紫野市大字吉木
②	宝満川	諸田橋下左岸	筑紫野市大字諸田
③	宝満川	鬼川原橋下流約100m右岸	小郡市力武
④	宝満川	端間橋下流約600m左岸	小郡市福童
⑤	宝満川	新宝満川合流点上流約50m左岸	久留米市宮ノ陣2丁目
⑥	宝満川	鳥栖市取水口	鳥栖市安楽寺町
⑦	宝満川	鳥栖市取水口対岸	久留米市小森野5丁目
⑧	筑後川	筑後川橋上流約200m左岸	久留米市田主丸町菅原
⑨	新宝満川	宮瀬橋下流約400m右岸	久留米市宮ノ陣2丁目
⑩	秋光川	日恵寺橋下	鳥栖市永吉町
⑪	大木川	水屋橋下右岸	鳥栖市水屋町
⑫	思案橋川	思案橋下左岸	久留米市宮ノ陣2丁目